

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等に伴う各種事業の取扱について（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等に伴う貴団体と共催等により実施する下記の各事業の取扱については、令和3年4月23日付、3才推事第80号により通知し、事業の延期または中止としたところです。

このたび新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が延長となったことを踏まえ、令和3年5月31日（月）までの間については、原則として上記通知と同様の取扱とすることといたします。
今後も、国の動向や都の対応策等を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業及びその他東京都広域スポーツセンター関係事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 参考資料

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年5月7日発表）
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/747/20210508a.pdf

以 上